

平成27年12月18日

「クリーンプラザみやぎ」ご利用者各位

公益財団法人 宮城県環境事業公社
理 事 長 橋 本 潔

廃棄物処理料金の改定について（お知らせ）

初冬の候、貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当公社をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、当公社では、地域産業の振興や東日本大震災からの復旧・復興への影響を考慮し、平成18年4月以来、廃棄物処理料金の改定を見送ってまいりました。

しかしながら、当公社処理場につきましては、残り10年前後で埋立てが終了する見込みとなっており、今後の施設整備や埋立終了後の維持管理について検討しましたところ、多額の費用を要することと、維持管理のための積立金に不足が生じることが判明いたしました。

つきましては、廃棄物処理料金を平成28年4月1日から別紙のとおり改定させていただきますので、「クリーンプラザみやぎ」をご利用いただいている皆様方には、大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新 処 理 料 金 表

区 分	廃 棄 物 の 種 類	処 理 料 金
I	〔安定型産業廃棄物①〕 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類、石綿含有廃棄物	14,000 円/ t
II	〔安定型産業廃棄物②〕 廃プラスチック類、ゴムくず	18,000 円/ t
III	〔管理型産業廃棄物〕 紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい、燃え殻、ば いじん、無機性汚泥、有機性汚泥、廃石膏ボード	18,000 円/ t
IV	〔特別管理産業廃棄物〕 廃石綿等	25,000 円/ t
上記以外の廃棄物については、理事長が別に定める。		

- (注) 1 処理料金は、消費税を含まない金額です。
- 2 極端に低比重な廃石綿等及び廃プラスチック類等の料金については最大積載量(容積トン)で算出します。
- 3 宮城県産業廃棄物税条例(平成 16 年条例第 19 号)に基づき、産業廃棄物を最終処分場に搬入したときは、1 トンにつき 1,000 円の産業廃棄物税が排出事業者課税されます。
- 当社は産業廃棄物税の特別徴収義務者に指定されています。